

⑤ 公的医療保険制度

- ・ 体系
 1. 一般被用者保険 会社員等
 2. 共済組合 公務員、教職員等
 3. 船員保険 船員
 4. 国民健康保険 自営業等、上記以外の一般住民
 5. 後期高齢者医療制度 75歳以上（障害がある場合は65～74歳も対象）
- ・ **健康保険法**
 - ・ 内臓脂肪型肥満の防止に着目した特定健康診査および特定保健指導の実施が義務づけられているのは40歳以上
 - ・ 保険料は、被保険者と事業主が折半して負担するが、40歳以上65歳未満の被保険者の保険料には、介護保険料額も含まれている
- ・ **国民健康保険法**
- ・ **高齢者医療確保法**
- ・ **厚生年金保険法**

B) 福祉・介護関係

① 介護保険制度

- ・ **介護保険法**
- ・ 第1号保険者 65歳以上
原因を問わず要介護認定、または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができる
- ・ 第2号保険者 40～64歳の医療保険加入者
加齢に起因する疾病が原因で要介護・要支援認定を受けたときに、同サービスを受けることができる

② **生活困窮者自立支援法**

- ・ 2015年施行、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援目的
- ・ 生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性ある者で、自立が見込まれる者が主な対象
- ・ 自立相談支援、就労準備支援、住居確保給付金、子どもの学習・生活支援、等
- ・ 地域の福祉事務所が実施主体

③ 障害者支援

- ・ **障害者総合支援法**
障害者の日常生活、社会生活の支援が目的。自立支援給付と地域生活支援事業で構成。
- ・ 障害者職業センター 就職を目指す障がい者やその雇用を考えている事業主に対して、職業相談／職業評価、ジョブコーチの派遣、休職中の障がい者を対象にした職場復帰支援、職業準備支援、セミナーや研修会の開催などを行っている

④ 生活保護制度 生活保護法に基づき、以下8つの扶助内容がある

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
食費、被服費、光熱費等	生活扶助	基準設定での費用。母子加算等あり
家賃	住宅扶助	範囲内で実費支給
義務教育の学用品費	教育扶助	基準額を支給
医療サービス費	医療扶助	直接医療機関に支払
介護サービス費	介護扶助	直接介護事業者へ支払
出産費用	出産扶助	範囲内で実費支給
就労に必要な技能等の費用	生業扶助	範囲内で実費支給
葬祭費用	葬祭扶助	範囲内で実費支給

C) 支援 その他メモ

- ・ 地域包括支援センター
 - ・ すべての市町村に設置されており、令和4年4月末時点で全国に5000か所以上設置されている。
 - ・ 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の**保健医療の向上**及び**福祉の増進**を包括的に支援することを目的としている。
 - ・ 設置の責任主体は厚生労働省ではなく、市町村
 - ・ 業務としては、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメントの4つの業務
 - ・ 利用条件は、対象地域に住んでいる65歳以上の高齢者、またはその支援のための活動に関わっている者
- ・ ブリーフセラピー

問題の原因を個人病理に求めるのではなく、コミュニケーション（相互作用）の変化を促して問題を解決・解消していこうとする心理療法

「ブリーフ」とは効果的・効率的という意味。

相談者本人の持っているリソース（資源）を見つけながら問題解決を目指す方法